

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">生活相談員の資格要件</p> <p style="text-align: center;">令和6年2月 秋 田 県</p> <p>本県において、生活相談員の資格要件は次（①～⑤）のとおりです。 ただし、<u>指定権者が県以外の場合は、指定権者に確認してください。</u></p> <hr/> <p>①社会福祉主事任用資格 ②社会福祉士 ③精神保健福祉士 ④介護支援専門員</p> <hr/> <p>⑤介護福祉士の資格を有し、かつ社会福祉施設等で3年以上の介護福祉士としての実務経験のある者</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p style="text-align: center;">生活相談員の資格要件</p> <p style="text-align: center;">平成21年6月 秋 田 県</p> <p>本県において、生活相談員の資格要件は以下（①～④）のとおりです。 ただし、<u>地域密着型サービスにおいては、各保険者（市町村等）へご確認ください。</u></p> <hr/> <p>①社会福祉主事任用資格 ②社会福祉士 ③精神保健福祉士 ④介護支援専門員<u>の資格を有し、かつ介護支援専門員として1年以上の業務経験のある者</u></p> <hr/> <hr/> <p>※④の業務経験とは、 ・<u>居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設）で「介護支援専門員」としての業務</u> ・<u>認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護及び特定施設入居者生活介護の施設で「計画作成担当者」としての業務</u></p>